

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

○ 条例  
福島県条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県条例第四十九号

#### 福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
第十条の二中「ときは」の下に、「法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第二十六条の三第一項各号列記以外の部分中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「（次項及び第三項において「都道府県等」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この項及び次項において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として法第三十七条の二第二項各号列記以外の部分に規定する総務大臣が定める基準（都道府県等が同項に規定する返礼品等を提供する場合には、当該基準及び同項各号に掲げる基準）に適合する都道府県等として同項に規定する総務大臣が指定するものに対するものをいう。

3 第一項の場合において、前項に規定する特例控除対象寄附金（次項において「特例

控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が前項の規定による指定をされているかどうかにより行うものとする。

第三十一条の三第一項ただし書中「第二十六条の三」を「第二十六条の三第一項及び第四項」に改める。

第五十二条第三項第二号中「行い、併せて福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十五年福島県条例第九十四号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第四十九条」を「行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（法第七百六十一条に規定する地方税共同機構をいう。以下同じ。）を経由して、第四十九条」に改める。

第六十四条の三中「行い、併せて福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条」を「行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第三条の二第二項第三号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第五条の四の二第一項各号列記以外の部分中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十七項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四十一条第三項第二号」を「第四十一条第五項」に改め、「特定取得」の下に「又は同条第十四項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第五条の四の三第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第十二項」を「第十七項」に改め、同表附則第五条の四の二第二項第二号の項を削り、同条第二項中「第六項までの規定の」を「第九項までの規定の」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項の表附則第五条の四第一項第一号の項及び同表附則第五条の四の二第二項第一号の項中「第六項」を「第九項」に改める。

附則第五条の五中「同条第二項第二号」を「同条第四項第二号」に、「第二十六条の三第二項」を「第二十六条の三第四項」に、「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第五条の六中「及び第二項」を「及び第四項」に、「第二十六条の三第二項第一号」を「第二十六条の三第四項第一号」に改める。

附則第五条の七中「第二十六条の三第一項及び第二項」を「第二十六条の三第一項及び第四項」に、「各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「各号列記以外の部分中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられた

ものとして施行令に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)と、  
 「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金(同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、  
 同条第四項及び「に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改める。

附則第七条第一項中「第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金」を「第二十六条の三第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「同号」を「第一号」に、「及び第二項」を「及び第四項」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(以下この項から第六項までにおいて「都道府県知事等」という。))」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第二項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第四項及び第五項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同項第四号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第七条の二第二項中「第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金」を「第二十六条の三第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第二項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第二十六条の三第二項」を「第二十六条の三第四項」に改める。  
 附則第八条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第九項中「電気事業法」の下に「(昭和三十九年法律第七十号)」を加え、同条に次の一項を加える。

12 特定吸収分割会社(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であつた者であつて、平成二十七年六月二十四日から平成三十二年四月一日までの間(以下この項において「特定期間」という。)に会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)又は特定吸収分割承継会社(特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業、同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十四号に規定する発電事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社(当該特定吸収分割会社)がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社

に限る。)をいう。以下この項において同じ。)が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社)がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特例控除対象寄附金として施行令に規定するものを行う場合における第三十九条の四第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、同条第四項(同項第二号の収入金額は法第七十二条の二十四の二に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令に規定する金額を控除した金額による。

附則第九条第一項及び第四項から第六項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「平成二十九年十二月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同項第一号ア中「もの」の下に「として施行令に規定するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

11 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人が同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業(同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち施行規則に規定するもの(以下この項において「対象特定公共施設等」という。))の整備に関する事業に限る。)により整備する対象特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十四年三月三十一日までに完了したときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第九条の四第一項中「その他これに類するもの」として施行規則附則第三条の二の十八に規定するもの」を削り、「平成二十三年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二の四第一項中「第四十三条第一項の」を「第四十三条第二項に規定する」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。))が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則に規定するものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。  
 ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用される



べきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十条の二の六において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第十条の二の六及び第二十二条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十条の二の六において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第三項各号列記以外の部分中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第二号中「この条に」を「この条及び附則第十条の二の六第四項第五号に」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。  
二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第五項各号列記以外の部分中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの  
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第六項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。  
 附則第十条の二の四第七項各号列記以外の部分中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十条の二の六第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第三号を削り、第二号を第三号とし、同項第一号中「附則第十条の二の四第二項第一号」を「附則第十条の二の四第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

こと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第二項第四号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第三項各号列記以外の部分中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十条の二の四第四項第一号」を「附則第十条の二の四第四項」に改め、同項第三号中「附則第十条の二の四第四項第二号」を「附則第十条の二の四第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の四第五項第二号」を「附則第十条の二の四第五項第三号」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十条の二の四第六項第一号」を「附則第十条の二の四第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第十条の二の四第六項第二号」を「附則第十条の二の四第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

と。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第四項に次の一号を加える。

五 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十条の二の六第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月十日」に改め、同条第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項各号列記以外の部分中「装置（以下この項から第十二項まで）」を「装置（以下この項から第十一項まで）」に、「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第二号中「から第十二項」を「から第十一項」に改め、同項第三号中「以下この項から第十三項」を「次項から第十二項」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に改め、「三・五トンを超え」の下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三

項とする。

附則第十条の二の七第一項各号列記以外の部分中「第四十三条第一項の」を「第四十三条第二項に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第四十三条第一項の」を「第四十三条第二項に規定する」に改める。

附則第十条の四第一項各号列記以外の部分中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第二号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「定められた」の下に「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」を加え、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則に規定するものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第二十三条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則に規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号ア	
七千五百円	二千円
八千五百円	一千五百円

第一項第二号ア	第一項第一号イ																		
	六千五百円	十一万円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円
	二千円	二万八千円	二万二千元	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千元	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円

第一項第二号ウ(2)	第一項第二号ウ(1)	第一項第二号イ																			
		一万二千円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五千円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四万七千円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円
		三千円	四千円	二千元	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円





第一項第五号エ(1)				第一項第五号エ(2)				第一項第五号エ(3)				第一項第五号オ			
九千円				一万八千五百円				二万九千五百円				三万八千九百円			
二千五百円				五千円				七千五百円				九千九百円			
規定により読み替えられた第四号				規定により読み替えられた第四号				規定により読み替えられた第四号				規定により読み替えられた第四号			

附則第十条の四第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第二項第一号										第二項第二号									
三千七百円					四千七百円					六千三百円					六千三百円				
千円					千二百円					千六百円					千三百円				
八千円					六千三百円					五千二百円					八千円				
第一項第一号イ										第一項第一号ア									
七千五百円					八千五百円					九千五百円					一万三千八百円				
四千円					四千五百円					五千円					七千円				
九千円					八千円					九千円					一万七千九百円				
一万五百円					一万五千円					一万五千円					二万五千円				
一万二千円					一万四千円					一万四千円					二万七千二百円				
一万五千円					二万五千円					四万七千円					二万九千五百円				
一万七千五百円					二万九千五百円					三万四千五百円					三万四千五百円				



第一項第二号イ			第一項第二号ア										三万九千五百円						
													二万円						
一万六千円	一万五千五百円	八千円	四万七千円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万円	四万五千円	三万九千五百円
八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円

第一項第三号ア(2)			第一項第三号ア(1)					第一項第二号ウ(2)			第一項第二号ウ(1)								
三万二千元	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五千円	二万五千円
一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五千円	一万五百円



第一項第五号才	第一号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第一号	た第四号
	第二号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第二号	
第二項第一号	第三号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第三号	
	第四号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第四号	
第二項第二号		三千七百円	千八百円
		四千七百円	二千三百円
		六千三百円	三千二百円
		五千二百円	二千六百円
		六千三百円	三千二百円
		八千円	四千円

附則第十条の四第五項を同条第三項とする。  
 附則第十条の九第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。  
 二 平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間 平成三十一年度分  
 附則第十三条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。  
 附則第十三条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第二十三条第一項中「附則第十条の四第二項から第五項まで」を「附則第十条の四第二項又は第三項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第二項から第五項まで」を「同条第二項又は第三項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、福島県税条例第二十六条の三及び第三十一条の三の改正規定並びに同条例附則第五条の五から第五条の七まで、第七条及び第七条の二の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の福島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

**2** 新条例第二十六条の三第一項及び第四項並びに附則第五条の五から第五条の七まで並びに第七条の二の規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

**3** 新条例第二十六条の三第一項及び第四項並びに附則第五条の五、第五条の七及び第七条の二第一項の規定の適用については、平成三十二年度分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条の三第一項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限り、)を支出し、これらの寄附金
第二十六条の三第四項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第一号寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限り、)の額
附則第五条の五	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限り、)の額
附則第五条の七	に特例控除対象寄附金	支出したものに限り、)
	に特例控除対象寄附金(同項の	支出したものに限り、)(同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち

<p>附則第七条の二 第一項</p>	<p>特例控除対象寄附金</p>	<p>規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金とする</p>	<p>これらの寄附金</p>	<p>と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。」とする</p>
<p>送付</p>	<p>特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)</p>	<p>送付又は福島県税条例の一部を改正する条例(平成三十一年福島県条例第四十九号)附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の福島県税条例附則第七条第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付</p>	<p>と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。」とする</p>	

4 新条例第二十六条の三第二項及び第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に支出する新条例第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。

5 新条例附則第七条第一項から第六項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に支出する新条例第二十六条の三第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の福島県税条例(以下この項において「旧条例」という。)第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日から平成三十一年十二月三十一日までの間に支出する新条例第二十六条の三第二項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「を行う」とあるのは「又は福島県税条例の一部を改正する条例(平成三十一年福島県条例第四十九号)による改正前の福島県税条例附則第七条第二項に規定する申告特例の求めを行う」と、同条第六項第三号中「特例控除対象

寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)」と、「送付した」とあるのは「送付し、又は福島県税条例の一部を改正する条例(平成三十一年福島県条例第四十九号)による改正前の福島県税条例附則第七条第五項の規定により同条第一項に規定する申告特例通知書を送付した」とし、県民税の所得割の納税義務者が同年一月一日から同年五月三十一日までの間に支出した旧条例第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金に係る旧条例附則第七条第六項の規定の適用については、同項第三号中「送付した」とあるのは「送付し、又は福島県税条例の一部を改正する条例(平成三十一年福島県条例第四十九号)による改正後の福島県税条例附則第七条第五項の規定により同条第一項に規定する申告特例通知書を送付した」とする。

**第三条** 新条例附則第八条第十二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

**第四条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**第五条** 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

**第六条** 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年分までの自動車税については、なお従前の例による。

**第七条** 福島県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、福島県税条例附則第八条第八項の改正規定及び同条に次の一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第八条第八項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

13 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として施行規則に規定する金額及び電気事業法第六十一条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として施行規則に規定する金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で施行規則に規定するものに交付する場合における第三十九条の四第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第四項の規定にかかわらず、



同項の規定により算定した収入金額から施行令に規定する金額を控除した金額による。  
附則第五条中「附則第八条第十二項」を「附則第八条第十三項」に改める。  
(税 務 課)